

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成30年10月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800230号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800055号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年12月12日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成26年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月12日

請求期間にA社から支払われた賞与の記録が、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているが、請求期間に支払われた賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800208号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800030号

## 第1 結論

平成13年6月及び同年7月の請求期間については、国民年金保険料(付加保険料を含む。以下同じ。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年6月及び同年7月

国民年金の加入手続を行った時期から、国民年金保険料はA金融機関で開設している私名義の口座から、毎月引き落としにより納付していた。

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているが、その当時、口座には十分な預金額があったはずであり、未納になるのは考えられないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求者名義の口座からの引き落としにより納付した旨主張している。

しかしながら、A金融機関から提出された請求者に係る平成13年1月から平成14年12月までの預金取引明細表を見ると、平成13年1月から同年5月までの期間及び同年8月から平成14年12月までの期間に係る国民年金保険料の額が各月において口座振替されているが、請求期間に係る当該保険料は、口座振替されていないことが確認できる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800199号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800056号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年11月1日から昭和58年6月1日まで

請求期間について、A社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書及びB社から提出された人事記録には、請求者が、請求期間において、A社にC職として勤務していたことが記載されている。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料控除について、いずれも不明である旨回答している。

また、オンライン記録において、請求期間及びその前後の期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録が6か月以上ある者のうち所在の判明した者並びに請求者がA社の同僚として名前を挙げた者に照会したところ、A社においてC職として勤務していた期間があると回答のあった者の全員が、A社におけるC職として勤務したとする期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していないと回答している。

さらに、請求者及び前述の回答のあった者が請求期間当時にA社に勤務していたC職として名前を挙げた複数の者については、オンライン記録においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことを踏まえると、請求期間当時、A社では、C職として勤務した者について、勤務した全ての期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の回答のあった者のうち、一人から提出された同人に係る人事記録及び所得税の確定申告書等を見ると、C職として勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録がない期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえるところ、ほかの者からは、A社における厚生年金保険の被保険者記録がない期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料の提出がないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。